

お知らせ

Information

●固定資産税における住宅用地負担調整措置の据置特例を廃止

現在、地域や土地によってばらつきのある負担水準の均衡を図るため、税負担の調整措置がとられています。負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させます。この措置を「負担調整措置」といいます。

平成24年度の税制改正に伴い、住宅用地の負担調整措置は、平成25年度までは90パーセント以上の負担水準であれば固定資産税の課税標準額を前年度と同額に据え置く特例が、経過措置でとられていました。この据置特例は、平成26年度から廃止されます。

制度廃止により、負担水準が100パーセント未満の場合は固定資産税価格が上昇し、負担水準が100

パーセント以上の場合は固定資産税価格が下落または据え置きとなります。

商業地等（店舗、工場、駐車場、非住宅用地など）については、現行通り変更はありません。

問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内218・231)

●住宅用地の利用状況が変わった場合は申告が必要です

住宅用地は、税負担を特に軽減する必要があるため、所有者からの申請で課税標準の特例措置が適用されます。

土地所有者は、住宅用地における特例措置の適正な運用のため、次のような土地の利用状況が変わった場合には、申告が必要とな

ります。

▽さら地に住宅を新築され、新たに住宅用地になった場合

▽店舗などが住宅に改築され、住宅用地になった場合

▽店舗等併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合

▽住宅が店舗などに改築され、住宅用地でなくなった場合

▽土地の利用状況を変更した場合（隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸して駐車場に変更したなど）

▽住宅が取り壊され、住宅用地でなくなった場合

▽住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内218・231)

●自衛官採用説明会を開催

■日時 ▽3月28日(金)、4月9日(水)午後6時～午後7時30分 ▽4月19日(土)午前10時～正午

■場所 自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所（半田市南末広町）

■採用種目・受験資格

【幹部候補生(自衛隊を動かす幹部を目指します。)】▽22歳以上26歳未満の方 ▽20歳以上22歳未満で大学を卒業した方(平成27年3月卒業見込みの方を含む。)または外国の学校を卒業し大学卒業に相当すると認められる方 ▽大学院で修士の学位を受けた方(平成27年3月学位取得見込みの方を含む。)で28歳未満の方

※ 年齢は平成27年4月1日現在

問い合わせ先

自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所 ☎(21)0004

みんなで考えよう！ 交通事故防止川柳



半田警察署では、高齢者を交通事故から守るための啓発で活用できる川柳を募集します。皆さんが感じたこと、思ったことを五・七・五のリズムで、のびのびと表現してください。

■主催・共催 愛知県半田警察署・愛知県交通安全協会半田支部

■応募条件

- ▽応募作品は本人が創作した未発表のものに限ります。
- ▽応募作品は返却しません。
- ▽応募作品の発表や出版に関する著作権は、半田警察署に帰属するものとします。
- ▽二重投稿や著しい類想類句が判明した場合は、受賞を取り消す場合があります。

■応募方法

- ▽ハガキかFAX(A4サイズ)で、「応募作品」「郵便番号」「住所」「氏名」「年齢」「電話番号」「所属団体・会社名」を明記して応募ください。
- ▽作品の漢字にはフリガナを付けてください。
- ▽団体でまとめて応募される場合は、所定の用紙が用意してあります。半田警察署交通課交通総務係まで問い合わせください。
- ▽応募用紙は、愛知県警ホームページ内の半田警察署のページからダウンロードすることもできます。
(<http://www.pref.aichi.jp/police/syokai/map/handasho.html>)

■応募締切り 5月31日

■応募・問い合わせ先

〒475-0903 半田市出口町1-31 半田警察署交通課交通総務係
☎(21)0110 (内412) FAX(24)0110